

(別紙2)  
労審発第452号  
平成19年1月29日

厚生労働大臣  
柳澤 伯夫 殿

労働政策審議会  
会長 菅野 和夫

平成19年1月29日付け厚生労働省発基勤第0129001号をもって諮問のあった「最低賃金法の一部を改正する法律案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成19年1月29日

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

労働条件分科会

分科会長 西村 健一郎

「最低賃金法の一部を改正する法律案要綱」について

平成19年1月29日付け厚生労働省発基勤第0129001号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別添の最低賃金部会の報告のとおり。

(別添)

平成19年1月29日

労働条件分科会

分科会長 西村 健一郎 殿

最低賃金部会

部会長 今野 浩一郎

「最低賃金法の一部を改正する法律案要綱」について

平成19年1月29日付け厚生労働省発基勤第0129001号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

「最低賃金法の一部を改正する法律案要綱」について、厚生労働省案は、妥当と認める。